

事 務 連 絡
令和2年3月10日

各都道府県
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和元年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る
「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の取扱いについて（通知）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早急に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小中高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。これを受け、文部科学省からも学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業を行うよう要請したところです。

一方、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）（以下、「幼稚園」という。）については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていません。

このため、幼稚園等における新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、下記のとおり、「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」における補助対象経費の拡充を図りました。あわせて、補助金の執行についても弾力的な運用を可能としています。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）並びに関係施設等に周知されるようお願いいたします。

記

1 補助対象経費の拡充について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園へ配布する保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液等）の一括購入等に要する経費を補助対象とします。このため、別添のとおり実施要領の改正を行う予定です。

2 保健衛生用品に係る補助対象経費の下限額の撤廃について

対象経費については、1個または1組につき10万円を下限額としていましたが、新型コロナウイルス感染症対策として購入する保健衛生用品に限り、この下限額を撤廃します。

3 他事業で生じた不要額の活用について

既交付決定分のうち現時点で他の実施事業（「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」事業等）において不用額が見込まれる場合、その額の範囲内で「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の新型コロナウイルス感染症対策として購入する保健

衛生用品への補助として執行することが可能です。

4 交付決定額に不足が生じる場合について

3によってもなお、交付決定額に不足が生じる場合、追加交付について対応を検討しますので、令和2年3月13日（金）までに別紙により、追加の所要額について、下記提出先まで御提出ください。なお、この場合は、都道府県や市町村の配布対象となる施設数×40千円を上限とします。

(提出先)

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【県番号・都道府県名】教育支援体制整備事業費交付金事業計画書（緊急追加分）（提出）」としてください。

(今後のスケジュール) ※追加の所要額を希望する場合のみ

事業計画書の提出後、当課で追加交付内定額を提示し、その範囲内で変更交付申請書の作成を別途依頼します。

- ・事業計画書の提出期限 …… 令和2年3月13日（金）
- ・変更内定（追加交付内定額の提示） …… 令和2年3月18日（水）（予定）

※変更交付申請書の提出期限及び変更交付決定日については、追加内定時にお知らせします。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課振興係

電 話：03-5253-4111（内2714）
03-2734-2714（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

教育支援体制整備事業費交付金

令和元年度予算額 1,081百万円
(前年度予算額 1,100百万円)



文部科学省

事業概要

認定こども園の設置促進を図るため、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

<趣旨>

- ①施設における遊具・運動用具・保健衛生用品等の整備費用を支援する。
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園に配布する保健衛生用品（子供用マスク、消毒液等）の購入に要する経費を支援（令和元年度限り）

<補助率>

- ①遊具等の整備
認定こども園の場合：国1/2、事業者1/2
その他の幼稚園：国1/3、事業者2/3
- ②保健衛生用品の購入・配布等
幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）：国10/10



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

<趣旨>

教育の質の向上を目的とし、認定こども園等の教職員等を対象とした研修を支援する。

※交付基準額は、研修参加教職員等1人当たり 6,250円

<補助率>

- 国1/2、事業者1/2
 - ※事業者：都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者
- <研修の対象者>
認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等



3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援

<趣旨>

保育教諭のため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許取得を支援する

※交付基準額は、養成施設受講料等：100千円上限、
代替幼稚園教諭雇上費：1日当たり6,590円

<補助率>

国1/2、都道府県・政令都市・中核市1/2

<対象>

養成施設受講料等・・・大学等に対して支払う受講料等

（受講に際し、必須でない経費は含まない。）

代替幼稚園教諭雇上費・・・代替幼稚園教諭の雇上に係る経費



4 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

<趣旨>

私立幼稚園が認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援。

<補助率>

国1/2、事業者1/2

<対象経費>

賃金等（申請書類等の作成を行う臨時職員の賃金等）



5 園務改善のためのICT化支援

<趣旨>

認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅軽減を図る。

<補助率>

国3/4、事業者1/4

<対象>

幼稚園型認定こども園、幼稚園

